

平成 27 年 3 月 14 日
 福祉部福祉施策調整担当課
 福祉部介護保険課

練馬区介護保険条例の一部改正について

1 改正の理由

- (1) 第 6 期介護保険事業計画（平成27～29年度）の策定ならびに介護保険法（平成 9 年法律第123号）および介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正（平成27年 4 月 1 日施行）に伴い、介護保険制度を安定的に運営するため、所要の改正を行う。
- (2) 平成27年 4 月 1 日から、地域包括支援センターの一部の業務委託を開始することに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 第 6 期介護保険事業計画の策定および介護保険法等の改正に伴う改正関係

ア 介護保険料率の改正

- (ア) 第 6 期介護保険事業計画の策定に伴い、この期間における介護保険料基準額を下記のとおり定め、各段階の保険料率を、別紙 1 のとおり定める。

< 第 6 期介護保険料基準額（案） >

	第 5 期	第 6 期	増減	
月額	5,240 円	5,825 円	585 円	11.2%
年額	62,880 円	69,900 円	7,020 円	

- (イ) 介護保険法および介護保険法施行令の改正に伴い、第 5 期介護保険事業計画（平成24～26年度）において特例で設けていた特例第 3 段階および特例第 4 段階を、それぞれ新第 2 段階および新第 4 段階として設定する。

第5期		第6期
第1段階		新 第1段階
第2段階		
特例第3段階		新 第2段階
第3段階		新 第3段階
特例第4段階		新 第4段階
第4段階		新 第5段階

(7) 所得に応じた負担の累進性を更に高め、低所得者の負担の軽減をより一層図るため、以下のとおり見直しを行う。

< 合計所得金額1,000万円以上の所得基準および料率の引上げ >

合計所得金額1,000万円以上の所得基準の見直しを行い、あわせて所得段階に応じた料率の引上げを行う。

第5期		第6期	
段階	所得基準【料率】	段階	所得基準【料率】
第12	合計所得金額	新第13	合計所得金額1,000万円～1,500万円【2.60】
	1,000万円以上	新第14	合計所得金額1,500万円～2,000万円【2.80】
	【2.20】	新第15	合計所得金額2,000万円以上 【3.00】

< 新第6段階以降の各段階の料率の累進性の強化 >

区市町村民税課税者である新第6段階から新第15段階までの各段階について、所得段階に応じた料率の引上げを行う。

段階	所得基準	料率	
		第5期	第6期
新第6	125万円未満	1.10	1.13
新第7	125万円以上 200万円未満	1.22	1.28
新第8	200万円以上 300万円未満	1.35	1.49
新第9	300万円以上 400万円未満	1.49	1.68
新第10	400万円以上 600万円未満	1.65	1.88
新第11	600万円以上 800万円未満	1.82	2.10
新第12	800万円以上 1,000万円未満	2.00	2.33
新第13	1,000万円以上 1,500万円未満	2.20	2.60
新第14	1,500万円以上 2,000万円未満		2.80
新第15	2,000万円以上		3.00

イ 新たな公費負担による低所得者対策の強化

介護保険法改正に伴い、平成27年4月から、新たな公費負担により、区市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い方を対象に、保険料負担の軽減を行うことが可能となった。必要となる公費の負担割合は、国が50%、都と区がそれぞれ25%ずつと定められている。

この制度による軽減対象者と軽減後の額は、介護保険法施行令に基づき、区が条例で定めることとなる。一方、当該施行令は平成27年3月末ごろに施行予定となっているため、区では、具体的な軽減後の額は規則で定めることとし、当該施行令施行後に規則を定め、平成27年4月1日から適用することとする。

< 規則で定める軽減後の額（予定） >

段階	軽減前の保険料案	規則による軽減後の保険料案	軽減する額
	年額保険料額	軽減後年額保険料額	公費負担軽減額
新第1	34,950円 (基準額×0.50)	31,460円 (基準額×0.45)	3,490円 (基準額×0.05)

ウ 介護保険料の減額の特例

生計困難世帯に対する介護保険料の減額の特例は、平成21年度から平成26年度までの間において実施してきたが、平成27年度から平成29年度までの間についても引き続き実施する。

(2) 地域包括支援センターの業務委託の開始に伴う改正関係

地域包括ケアシステムの確立に向け、地域包括支援センターの機能を複合的に強化するため、平成27年4月から、社会福祉法人に包括的支援業務を委託する。

包括的支援業務の受託者は、介護保険法第115条の46第3項に基づき、練馬区長に届け出て地域包括支援センターを設置する。これに伴い、光が丘、石神井、大泉の各地域包括支援センターは受託者が設置し、区が設置するのは練馬地域包括支援センターのみとなるため、所要の改正を行う。

(3) 介護保険法施行令の改正に伴い、規定の整備を行う。

3 施行期日

平成27年4月1日

第5期(平成24～26年度)

段階	対象者	保険料	
		上段:料率	中段:年額 下段:月額
第1	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員 が区民税非課税	0.50	31,440円 (2,620円)
第2	・世帯:区民税非課税 ・本人:年金収入額等 ~80万円	0.50	31,440円 (2,620円)
特例 第3	・世帯:区民税非課税 ・本人:年金収入額等 80万円～120万円	0.60	37,730円 (3,140円)
第3	・世帯:区民税非課税 ・本人:年金収入額等 120万円～	0.70	44,020円 (3,660円)
特例 第4	・本人:区民税非課税 ・世帯:区民税課税者 ・本人:年金収入額等 ~80万円	0.80	50,310円 (4,190円)
第4	・本人:区民税非課税 ・世帯:区民税課税者 ・本人:年金収入額等 80万円～	1.00	62,880円 (5,240円)
第5	・本人:区民税課税 ・合計所得金額 ~125万円	1.10	69,170円 (5,760円)
第6	・合計所得金額 125万円～200万円	1.22	76,720円 (6,390円)
第7	・合計所得金額 200万円～300万円	1.35	84,890円 (7,070円)
第8	・合計所得金額 300万円～400万円	1.49	93,700円 (7,800円)
第9	・合計所得金額 400万円～600万円	1.65	103,760円 (8,640円)
第10	・合計所得金額 600万円～800万円	1.82	114,450円 (9,530円)
第11	・合計所得金額 800万円～1,000万円	2.00	125,760円 (10,480円)
第12	・合計所得金額 1,000万円以上	2.20	138,340円 (11,520円)

第6期(平成27～29年度)案

段階	対象者	条例改正案		対象者人数	規則改正案	
		保険料	5期からの増減		保険料	5期からの増減
				152,444人		
新第1	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員 が区民税非課税 ・世帯:区民税非課税 ・本人:年金収入額等 ~80万円	0.50	11.2%	30,934人	0.45	0.1%
		34,950円 (2,910円)	(3,510円) (290円)	20.3%	31,460円 (2,620円)	(20円) (0円)
新第2	・世帯:区民税非課税 ・本人:年金収入額等 80万円～120万円	0.60	11.2%	8,764人		
		41,940円 (3,490円)	4,210円 (350円)	5.7%		
新第3	・世帯:区民税非課税 ・本人:年金収入額等 120万円～	0.70	11.2%	9,967人		
		48,930円 (4,070円)	4,910円 (410円)	6.5%		
新第4	・本人:区民税非課税 ・世帯:区民税課税者 ・本人:年金収入額等 ~80万円	0.80	11.2%	21,823人		
		55,920円 (4,660円)	5,610円 (470円)	14.3%		
新第5	・本人:区民税非課税 ・世帯:区民税課税者 ・本人:年金収入額等 80万円～	1.00	11.2%	14,502人		
		69,900円 (5,825円)	7,020円 (585円)	9.5%		
新第6	・本人:区民税課税 ・合計所得金額 ~125万円	1.13	14.2%	15,996人		
		78,990円 (6,580円)	9,820円 (820円)	10.5%		
新第7	・合計所得金額 125万円～200万円	1.28	16.6%	17,595人		
		89,480円 (7,450円)	12,760円 (1,060円)	11.5%		
新第8	・合計所得金額 200万円～300万円	1.49	22.7%	13,616人		
		104,160円 (8,680円)	19,270円 (1,610円)	8.9%		
新第9	・合計所得金額 300万円～400万円	1.68	25.3%	6,367人		
		117,440円 (9,780円)	23,740円 (1,980円)	4.2%		
新第10	・合計所得金額 400万円～600万円	1.88	26.7%	5,257人		
		131,420円 (10,950円)	27,660円 (2,310円)	3.4%		
新第11	・合計所得金額 600万円～800万円	2.10	28.3%	2,169人		
		146,790円 (12,230円)	32,340円 (2,700円)	1.4%		
新第12	・合計所得金額 800万円～1,000万円	2.33	29.5%	1,231人		
		162,870円 (13,570円)	37,110円 (3,090円)	0.8%		
新第13	・合計所得金額 1,000万円～1,500万円	2.60	31.4%	1,664人		
		181,740円 (15,140円)	43,400円 (3,620円)	1.1%		
新第14	・合計所得金額 1,500万円～2,000万円	2.80	41.5%	775人		
		195,720円 (16,310円)	57,380円 (4,790円)	0.5%		
新第15	・合計所得金額 2,000万円～	3.00	51.6%	1,783人		
		209,700円 (17,470円)	71,360円 (5,950円)	1.2%		